

○議員（小山内浩一君・登壇）：質問通告書3項目、7点ほどについて質問させていただきます。

まず最初に、猿払村の観光振興についてということで、私もこの場に立ち4年以上が過ぎ、2回に1回くらいは道の駅の問題トイレの問題、人事交流や国際交流での猿払村観光の発展等の質問を、自分でもちょっとしつこいなと思うぐらいに質問しているところではありますが、この質問通告書にもあるとおり、今猿払村は行政の中、また観光協会、観光の核となるホテルさるふつの問題と、いろいろな問題が今ターニングポイントというか、転換期を迎えている時期と考えて、このたび、また同じような質問をちょっとさせていただきます。

まず1番目。新年度より猿払村観光協会に新たな補助金を予算化し、また役場職員も道の駅の事務所に常駐するようになりました。

この北海道観光、宗谷の観光は、震災等の影響もあり、さらに厳しさを増すと考えられます。

猿払観光の拠点となる道の駅さるふつ公園の、これからの振興策についてお聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

ただいま議員のおっしゃったとおり、猿払村における観光は、各施設が老朽化も進み、年数も経っているということ、観光業務自体がこの数年道北地区においては減少傾向が続いております。

そして、今回の大震災等、景気不況が続いている中で、大変厳しい状況になっているものと認識しておるところでございます。

さて、ただいまの質問にお答えいたしますけれども、昨年は、宗谷管内的にも観光客の入り込みが減少した中で、猿払村においては宿泊は減少したものの、日帰り通過型の入り込み数は多少ではありますが、増加したところでございます。

このことは、1つに、道の駅管理棟のトイレの改修や駐車場を含め公園全体の利用のしやすさ等が、ロコミ等で観光客等に浸透してきた結果ではないかと思っているところでございます。

村といたしましても、このような状況を把握しながら、リピーターをより多く迎えるため、また、猿払村の観光振興を図ることを目的に、猿払村観光協会の体制を強化充実していただくため、専任職員の経費等についても助成をしてみたいと考えているところであります。

今後は、観光協会がこの専任職員を活用し、独自の事業展開に向けた企画立案、イベント開催等について、道の駅さるふつ公園を核として、積極的な協会運営を期待するとともに、支援体制も継続して観光振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）今、村長のお答えにあったとおり、昨年は村長の目で微増というか、少しの増加ということがありましたが、先々週の報道では約25%のアップという報道がございました。

猿払村に住んでいて、他の他町村が微増または減少の中、猿払村だけ25%アップというのは喜ばしいこと反面、実感がないのが寂しいという気持ちでございます。

そこで振興策として具体的な、私も何かと言われてこれがということはないのですが、ホテルさるふつふるさとの家、またトイレ、道の駅と、ここ2、3年の間に道の駅も改修をして充実をしました。

そのようなハード面の振興策が徐々に進む中、どうも猿払村において、ソフト面の振興策が非常に遅れているという感が否めません。

この場でも、人事交流や国際交流を含めて人材の育成が大事ですねと、村長とともにこの場でもやりとりをしてきましたが、観光協会へ新たな人材、または役場職員が常駐というところで、次に今年からやることは、ソフト面での観光振興への村でのテコ入れというか、先ほど同僚議員の質問にもありましたが、何もかも猿払村行政やお役所をお願いするのではなく、観光協会独自も頑張らなければいけないし、観光協会に携わっているという業者、私達村民もその一人ではあると思いますが、ソフト面の振興

策が充実していなければ、猿払の観光振興策はあり得ないと考えられます。

今猿払村は、酪農業、漁業と安定した一次産業を持っています。今この時期に、ソフト面の振興策を図れるのは今しかないと思っておりますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：小林産業課長。

○産業課長（小林勝彦君・登壇）：ただいまの小山内議員の質問の中にもありましたけれども、昨年の観光客の入り込みの関係でございますけれども、猿払村においては、村長の答弁にもありましたとおり、日帰り客が昨年21年度から比べますと、22年度の実績としましては日帰り客が19万6500人と、それから宿泊客が13100人ということということでもって、日帰り客が21年度に比べましてわずかでございますが伸びております。ただ宿泊客が19900人、21年度はありましたけれども22年度につきましては13100人ということで落ち込んでいるといった中で、この公園の基地となっているふるさとの家を始め、全体的な観光客の宿泊が減っているという面で、なかなか実感的なものも表れてこないのかなというようなことも理解できるようなことでありますけれども、ソフト面の関係についてということで、先ほども申し上げておりますけれども、観光協会の、やはり何といても観光協会自体がそういった意味で独自の独特のある地域の实情に合った中で観光施策みたいなものをやっぱり独自に計画をしてもらうことが一番いいのかなというふうに考えておまして、そのための支援としましては昨年、21年度にも羅臼町の観光協会の事務局の方にも来ていただいて、観光についてどうあるべきかというようなことも勉強会等も開いております。そういった中でソフト面からの観光協会の体制の強化を図っていくことが行政としても必要ではないのかなというふうに思っておりますので、今後もその辺に向けて、観光協会独自の中で、いろんな対策が組めるような積極的な協会として運営してもらえよう、今後指導と言ったらおこがましいんですけども、その辺について観光協会とも話を進めていった中で、さらにあの公園全体を有効活用できるような

体制の整備をしていきたいというふうに考えております。

答弁になったかどうかあれなんですけども、一応私の方からこのような形でもってお答えいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：ソフト面の振興策ということで、課長のおっしゃるとおりです。

観光協会がもっとしっかりして、もっと元気になって、独自色を出して、猿払村を出して行動していただくということが大事ではないかという、逆に質問されたか、ご意見をいただいたような感じになったのですが、観光協会の副会長としても、その辺のことは重々わかっているつもりで、この場に立って質問してるのですが、今までやっぱり観光協会事務局が役場の中にあつて、役場に依存体質であったことは否めません。

これから新しい観光協会の形を作っていくためには、役場職員が外に出ていただいた、道の駅に常駐していただいた、また新しい職員が観光協会に雇われるということではありますが、より一層観光協会独自で、ハード面は村の行政の方でしていただいた。ソフト面に関しても、まだまだ産業課とともに、道の駅やホテルやパークゴルフ場、さまざまな施設全体を考えていく上で、産業課との連携は絶対必要だと私は考えるところでありますので、ぜひ民間は民間なりに頑張れるところがあります。行政は行政で頑張れるところがあります。その2つがうまく手をつなぎながら、タッグを組みながらこれからソフト面での振興策を図っていきたくて考えるところです。

次に、2番目の質問ですが、今まで猿払村の観光の核となるホテルさるふつふるさとの家も、来年度より新しい形での経営形態に移行すると聞いております。

まだこの時期ですし、詳細は決定しないと思うところですが、現段階での村長の構想をお聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまご質問についてご答弁申し上げます。

議員がただいまおっしゃったとおり、現在ふるさとの家の管理運営については、さるふつリゾート開発株式会社に指定管理を行っておりますが、本年度をもって第2期目の指定管理に関する協定が期間満了となり、平成24年度から新たに協定の締結が必要となっております。

そのことも考慮した上で、今後のふるさとの家の管理運営については関係各位と協議した結果、先ほども申し上げたとおり、昨今のホテル業界の厳しい状況や社会情勢などから、今後第三セクターとして管理運営することが一番望ましいのではないかと判断しているところでございます。

よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：平成24年度から第三セクターという新しい形でのという、村長の構想をお聞きしたところでございます。

まだ半年以上あり、いろいろな問題が多数あると考えられます。

まず私は、1つお願いというか質問、第三セクターや、直轄や民間になる方向3つがあると考えられ、今までどおり公設民営化でやる、第三セクターでやる、村直営で村営としてやるという3つの方法が考えられる中、村長は今第三セクターと。

まず質問が1つ。まず既存のリゾート開発に勤めている方々の従業員の安定的な生活と不安を払拭することは今大事なことではないかなと考えるところです。村民一人ひとりが猿払村の貴重な財産です。その後働いている方々に不安を与えることなく、スムーズな移行を私は望むと、望まれることだと考えますが、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：これからのホテルふるさとの家の経営方針等につきましては、これから分析し、そして検証をしていく段階でございます。

その結果によりますが、原則的には雇用の確保は維持したいと思っておりますが、ただこれからの分析によりまして、第3セクターでや

ることによりまして、縮小等とかこれからの方針としてそのような縮小その他の変換変更などという結論が出た場合におきましては、若干の合理化削減、雇用者に関しましても縮小ということもありうるとは思っておりますが、ただその人たちもそういうことがありまして、現在働いている人は他の場で雇用するとか、そのようなフォローはするつもりであります。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：私は、村長の答弁には、安定的に従業員の方々は皆第三セクターになっても、直轄になっても雇用できる体制をという答えを望んでいたのですが、これからのホテルのあり方によっては、そのような可能性もあるということ。私の願いとしてはやはり、今まであそこの施設の中で、どんな方であってもプロとして接客もしてきたし、調理も担当してきたし、管理もしてきた方がいるわけですから、できればあの方々と一緒になって私は新しい形をもって、ホテルが運営されることを願います。

また、1つ目の質問でもあったとおり、ソフト面でのこれからの観光振興を図るに当たっても、やっぱり人間というのは非常に大事な観光の材料だと考えるところでございますので、ホテルの問題に関しては、経営者の問題やさまざま問題がこれからも発生することとは考えますが、できれば私の考え方としては、村民の方々があそこでより多くの方がさらに働いていただく。逆に村長は縮小を考えて他ところで働いていただくという考えを示されましたが、私はこれからはソフト面の振興を図って、ホテルで働く人が1人でも2人でも増えるような、その策で何があるんだ小山内と言われれば非常に難しいものありますが、村と一緒に、あそこで働く人が増えるような観光振興策になるようなことを祈って、次の質問に移りたいと思います。

2項目目道の駅さるふつ公園内の指定管理者制度についてということですが。

さるふつ公園内の各施設に対して、指定管理者制度によって運営管理がされておりますが、ホテルの

経営形態が変わり、また先ほどの質問にあったとおり、猿払村観光協会も独立した形になると考えたときに、公園の活性化、猿払の観光の活性化またコスト削減に向けた指定管理者制度の考えについて、村長にお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまのご質問にお答えいたします。

現在公園内施設につきましては、牛乳と肉の館、ふるさとの家、憩いの湯の指定管理を3件、道の駅さるふつ公園管理棟窓口業務委託1件で、合計4件の施設管理をしておりますが、今後は施設管理の集約化を目指した中で、管理コストの削減を図っていかねばならないと考えております。

公園内施設の利用目的や管理体制について、今後の内容を検討しながら、また猿払村観光協会が独立して行う事業展開も円滑に推進できるよう、公園全体の管理体制の見直しを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：施設管理で3件、窓口業務で1件で、計4件。

私の質問の趣旨として、まとめてコスト削減だけをすればいいという考えではございません。あくまでも複数の指定管理業者が入っていても、道の駅さるふつ公園としてのその中の業務が、住民サービスの低下を招くことなく、観光産業への低減を招くことなく、より広い意味で住民サービスの向上につながればと思います。

また、猿払村観光協会もあそこで従業員を1人雇うということになるわけですから、その観光協会も含めて、先ほど産業課長とのやりとりもありました、より観光協会が自立してよりよいものを考えていくためにはということも見据えた中、この指定管理者制度をうまく猿払村観光協会に使えるような形になれば、またひとつの自立の足立というか、きっかけになのかなという思いをしております。

今、公園全体の見直しを図ってよりよい形という答弁がございましたが、よりよい形、できれば1

つか2つでも具体的なことがあれば、産業課長また村長からでもあればいいのですが、そのような形で来年度からの見直しなどを教えていただければと思います。

○議長（山須田清一君）：小林産業課長。

○産業課長（小林勝彦君・登壇）：ただいまのご質問でございますけれども、議員さんが言われるのはこの指定管理の経営するというか、業者を集約した中をもって減らせばいいというような考えではないと。あくまでも施設に応じた中での住民サービスを向上させた中での指定管理制度についてやってもらいたいということでございますけれども、今考えられるのは先ほど申しましたけれども窓口業務に関しては1件民間業者に委託をしておりますそこに将来的には観光協会の事務所を職員等についてもそこに置くことによってまた新たな展開の中をもってコストの低減を図っていけないかと観光業務全体とそれから管理棟をセットとした中もってのコストの低減というものを今図ってければなということ検討はしております。あともう1点公衆浴場の憩いの湯でございますけれどもこの関係につきましても何回かご質問いただいた案件でございますけれども現在ふるさとの家につきまして今村長が言われたとおり明年度から第三セクター方式の中で、新たな経営を整えた中もって経営診断した中で、経営を新たなものにしていきたいといった中で当然出てくる問題の1つとして浴場の問題だとかそういう問題も出てくる形となります。その辺も含めた中で憩いの湯についてもふるさとの家の関連性が十分ありますのでその辺を検討した上でもってコストの低減を図っていきなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：私は今のままの指定管理者の数だとか業者の数だとかで行った方がいいのではないかだとか、それとか、コスト削減は確かにコスト削減は図るべきなんでしょうけど、コスト削減一辺倒でいくべきではないというふうに言っていて、よりよくあそこの村の観光施設としてのさるふつ公園が観光客にも受けがいい、さるふつ公園

に行ったらあそこで指定管理者をしている窓口業務の方、またあそこで働いてる方々や、それとか、住民が憩いの湯を使ってもふるさとを使っても展示スペースを使ってもより使いやすく、気軽に、また行きたくなるような指定管理者制度の在り方も必要ではないかなと。ただ今の指定管理者制度でなるとちょっと語弊があるかもしれませんが道の駅の施設の管理とすれば掃除をしてきれいにしていればいいんだというような施設管理のあり方ではなくて、より観光客や村民に密着した指定管理者のあり方もあるのではないかなというそういう提言も含めて来年から猿払村観光協会、またホテル、また今回今も指定管理者になっている業者の方々も含めて、そのような指定のあり方もあっていいのではないかなという思いがこの質問の趣旨でございます。最後3項目目猿払村乳肉加工施設牛乳と肉の館設置及び管理及び業務に関する条例管理規則についてと。約3年ほど前にも、この条例のこの件で、この場でいろいろ議論があったと記憶しております。まず1番目に基本条例の中に第5条の3第7項で加工施設で生産する商品の価格の限度額を設定しております。その理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまのご質問にお答えいたします。

本施設は、平成4年に設置した施設であり現在に至る間に関係法令や制度の改正がありますが、基本的には公の施設であることからその利用にかかわる料金は、条例で定めるものと解しているところであります。現行法令から具体的に引用しますと地方自治法第244条の2第1項に公の施設の設置及び管理に関する事項は条例で定めるとされ同条第3項で、公の施設の指定管理がそして同条第8項では公の施設の利用料金を指定管理者に収入させることができるとされ、同条第9項で、この場合の利用料金は条例で定めるところにより指定管理者が定めるとされておりますことから指定管理者の収入とする商品の価額の上限を条例で設定しているところであります。以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：今の村長答弁で法令で決まっていることとということ、今この条例をこの手にしているのですが、加工施設で生産販売する商品の価格の限度額は別表に定めるところによるという条例がありまして、別表を見ますと、さるふつ牛乳200ミリリットルが165円を限度とすると。もう一度聞きたいのですが、限度を設定しなければいけないのか、下限は設定しなくていいのか、そのところをお願いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：公の施設であるという考えから、住民に公平に公正にという考えでございますので、上限値は必要であります、下限値は必要ないと考えているところであります。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：理解しました。

下限値は必要ないと、上限値だけ設定していれば公の施設としてよろしいということなのですが、地方分権が叫ばれて久しい中、猿払村の条例で国の法令によって決められている条例を適用しなければいけない。非常に歯がゆい条例になっております。巽村長もそちらの席に移ってから1年半が過ぎ、その厳しさも事あるごとにこの場でもお話しになり、いろんなご苦勞はありますが、できればやはりこういう施設は、この牛乳と肉の館の施設は国の施設ではなく、大きく言えば国民の施設でもなく、猿払村民の施設であると考えたときに1番に村民が一番使いやすい、村に携わる方々、観光客を含めてですが、そのような施設になるのが一番いいのではないかなと、自由に施設が使える、自由に体験実習ができる、その村の産物を使ってそれで多少なりとも金銭が得られる、そこで、地域での産業が回る通貨が回る、そのようなことを考えた時にどうでしょう。この条例はそれに似合っているのかなとちょっと疑問を感じるころですが、今すぐには言いませんが、さまざまな省庁といろんなやりとりも必要だと思いますが、この金額の別表のところの価格の限度等を撤廃するような手立てはこれから考えられませんかでしょうか。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：今回このような解釈になっておりますのは、まず地方自治法の96条で議決行為として使用料の徴収が掲げられております。

そしてまた第228条で使用料は条例で定めると書かれて、決められております。それを踏まえて244条の適用があるわけでございますが、ご存知のように私も納得はしておりません。

実は前回の議会でもこのような質問がございましたし、また3年前から私も含めて各議員からこのような質問がございまして、実はこの度担当課長に私が自信を持って答えられるように、きちんと整理してくれという指示をしておりました。この質問が出る前でございます。出る前からそういう指示をしておりました。はっきり申し上げて、今回もこの質問が来るとか想定しておりませんでした。もう少し時間がいただけるのかと。

また、前回の議会におきましても、委員会等で協議するというようなことになっていたかと思っておりますので、議員の皆様、そしてこちらの内部でもいろいろ議論してお互いにすっきりいたしまして今回は私がどちらの結論が出ましても自信を持って答弁できるような状況になりたいと思っておりますので、今回はちょっと勘弁していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：それでは2番目の質問に移りますが、今の村長の答弁を聞くと2番目の質問も非常にしにくくなっているんですが、次に牛乳と肉の館の管理規則というのがありまして、管理規則の中に第4条第1項第4条第5号に体験実習での製造品を販売しないこととあります。これも同じような国の法律によって村の条例で縛りがあるとは考えるところなんです、その理由について今一度お答えをいただきたいと思っております。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいま質問にお答えいたします。

まず第一に申し上げますことは、牛乳と肉の館で実施する体験実習は、酪農畜産のイメージアップのため、村民に乳製品の製作実施をしていただくとい

うことであり、当初よりその製作した乳製品を販売するということは想定すらしていないということでもあります。そして、ここでこれを禁じているのは、実習した製品を販売し事故に至った場合において、村に一切責任はないということを明確にしているものであります。

先も述べましたとおり、本施設は公の施設であり、その利用に当たっては、設置の目的に沿って行われるべきと考えておりますので、実習において製作した乳製品を販売するのではなく、販売を目的とした乳製品を制作していただくこととなり、その場合は当然のごとく法令に定めがある許認可等を自分で取得していただく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：体験実習での製造品を販売しないということで今の答弁で理解したところではありますが、体験実習とその施設を使つての製造販売を目的とする製造のところのやはり線引きをきちっとしていただいて販売目的としての製造というのは、牛乳と肉の館では可能というふうに理解したんですが、いま一度そのことだけ、イエス・ノーだけでよろしいのでお願いしたいと思います。

○議長（山須田清一君）：小林産業課長。

○産業課長（小林勝彦君）：ただいまの件でございますけれども、村長の方から先ほどからありますけれども、施設の目的において体験実習をするということが目的でありまして、そこで販売をするということについては、あくまでも畜産公社の業務委託の中で販売行為はあるんですけども、体験実習をさらにしたものを販売するとなりますと、それが可能か可能ででないかというのはこれは平成16年のときにも模様替え等を行った経過がございまして、当然国の方にその辺の施設の模様替えについてもご相談しております。

今も例えば体験実習をしたものをあそこで販売できるかどうかということについては、村が直接判断をできない面もございまして、その辺については振興局を通じた中でもって、国の方にもそういうものは可能なものかどうかを聞いてみなかったらわか

らない状況にありますので、その辺今後振興局宗谷総合振興局を通じた中でもって、そういうことが可能なかどうかについてちょっと意見を聞いておきたいと思っておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：すいません。もう一度お聞きします。体験実習の施設としてつくった建物なので体験実習したものはいいと。それは公の施設での事故等を考えたときに、体験実習でつくったものは売れないと。先ほどの村長の答弁。今私が聞いているのは販売目的であそこの施設を使つてつくったものに対して販売等が村民ができるのか。それのできるできないだけでいいのもう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（山須田清一君）：小林産業課長。

○産業課長（小林勝彦君・登壇）：先ほども申しておりますけども、体験実習というか、あそこの施設でもって販売を目的としてその使用が可能かどうかということについて国の方にその辺を調査してまいりたいと。

村の方で今国の許可を得ないであの施設が目的であつてもととの目的があります、本来の目的がありますので、あそこは販売目的として、1村民なりが、販売目的で使うという施設ではございませんので、その辺を可能なかどうかのついで、道を通じて国の方に聞いてまいりたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：わかりました。

道、国、振興局を通じて聞いて、それでOKであれば使えと駄目であれば使えないということなんでしょうけど、すいません、皆さん条例ない中で条例の中で、第5条の3の2に村長は営利営業目的として使用する場合を除き次の各号に掲げる特別な理由があるときは規定する使用料を免除することができるという条文がありまして、営利営業を目的として使用する場合を除きということは営利営業を目的として使用する時もあるということですよ。裏を返せば、であればこの条例がつくられたときには、

多分販売ができるというふうには私は認識してはいたんですけどどちらにしても今の答弁で言って振興局を通じて確認をしなければということなんで早急に振興局を通じて確認していただいて、私の認識としては認識というか私の思ひとしては村民誰もがあの施設を有効に利用して1つでも多くの村で売れる特産物を作つたり自分たちのオリジナルのものをつくるような施設になることが私は理想と思つてこの質問等もしたところでありますが、ちょっと今の答弁で販売目的はできないということが明確に、明確にどうかかわからないということになったものですからできれば早急に振興局の方に問い合わせさせていただいて1日でも1カ月でも早くあの施設が自由にか村民が使えるような施設になっていただきたいと思ひます。それに関連して3番目の質問ももう入つていふと思うんですが、村民の方に対して、加工施設のより一層の使用を促すことが重要なことと私は考えます。より施設が使いやすく、産業の振興、観光の振興のためになるような使用条例になるべきと私は考えます。今の私の質問、意見等も踏まえて条例改正も含めて村長の考えをいま1度をお聞きします。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどより申し上げますとおり、本施設は公の施設であり、その利用に当たっては設置の目的に沿つて行われるべきと考えておりますと共に、その設置の目的は、条例が示しているとおりでございます。

ご存じのこととは存じますが、本施設の設置条例第1条では、設置の目的として本村産の乳肉製品の消費拡大と豊かで活力ある村づくりをさらに、第5条において酪農畜産のイメージアップを掲げ、これを実現するための業務として第4条において地場畜産物の処理、加工及び加工製品の販売製品の流通に関する調査研究地場産業物の加工品の研究、開発畜産物加工技術の研修普及をまた第5条には体験実習室を設け、村民の利用に供するとしております。

これらは本施設における牛乳乳製品の製造・販売が、本村酪農業を象徴する事業であり、本村酪農家

が生産する生乳が、飲用としても十分な品質を備えていることを証明するものであるとともに、積雪・寒冷の北の大地にあって、唯一酪農に生きる道を見出した開拓者たちの想像を絶する辛苦の積み重ねが、この豊かな恵みの源であり、安全・安心、そして良質な食品を生産している自負を胸に刻むためにも不可欠な事業であることを意味しております。

村民に、そしてこの地を訪れる観光客に、酪農家が誇りとする牛乳を提供することは、酪農を基幹産業として位置づけ、夢と希望にあふれ、孫の代まで安心して暮らせる村づくりを支える重要な産業として、さらに発展させるためにも継続していかねばならないものと考えておりますので、このことを中心に備えながら、目的達成のために効果的であると思われる利用方法があれば取り入れていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山須田清一君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：最後の質問も終わり、いろんな国の条例や法令でいろんな足かせがあって、村でやりたいことができないのも重々承知の上、この質問をさせていただきましたが、皆さんもご承知のとおり、1つ例を挙げると廃校になった学校を地域で自由に使いたいとなったときにある一定の消化期間というか期間が過ぎなければ、その施設を他のものに転用したときに、国に対して文科省に対して補助金を返さなければいけないという事例があるそうです。ある地域では首長をはじめ職員が一体になって文科省に通い、その学校施設をその地域のためにグループホームか何か老健施設かなんかのよう形に変えたそうです。

今この場でも、私スクールバスの件でも質問した経緯がありますが、スクールバスに対しても同じ地域を通るのに、子どもたちのために利用できるが、一住民がそれに乗ろうとしたら乗れない、今も現実的にそれが猿払村の中でもあると。ここでも私も何年前前に質問させていただいて、スクールバスを何とか一般住民にも使えるような形でできないかという話もしたことはあります。

先ほども話しましたが、地方分権が叫ばれている中、でも実際は地方にそんなにそんなに権利が来ているわけではない。やっぱり猿払村がその先駆者となって村民のため、猿払村のために使いにくい条例は、国のためにあるわけではない村民のためにあるということを1つ目的を持って法令の解釈の仕方各省庁に通っていただいてこの乳肉加工施設の条例だけでなくほかの問題これからも出る今回の議案にもなっているデマンド交通の問題もいろいろ法令の中で足かせがありました。その辺も含めて特区までとは言いませんが、よりよい猿払村になるためにこれからも村長始めとしていろんな省庁、機関とかに通ってよりよい条例でよりよい、使いやすい施設ができることを祈って、私の質問を終わります。

○議長（山須田清一君）：巽村長。

○村長（巽 昭君・登壇）：ただいまご質問がございませんでしたが、あえて答弁させていただきます。

このたびの震災の状況を見てもわかるとおり、日本は法治国家でありまして、法律がなければ何もできません。振興復旧も進みません。復興するために法律なり条例が必要なのであります。

法律・条例は住民の福祉を向上させるために作られるのでありまして、何かをさせないために作るわけではございません。本当に住民の福祉の向上に役立つ条例であれば、それは当然改正しなければなりませんし、しかしそうならないいろんな事情もあるようでございます。

実は、今回の限度額についても、この条例が作られた当時から随分いろんな議論がされているようでございます。その中であえて限度額を設定しているという状況のようでございます。それらの経過を踏まえ、もう20年ぐらい経過しておりますので、法令の解釈・条例の解釈も当然変わるものでありますし、先ほど来議員がおっしゃっているとおり、地方分権は自分たちで考え自分たちで分析し、そして自分達で行うというのが地方分権の考えでございますから、我々も一生懸命勉強して分析して、本当にできるのかできないのか、その辺を踏まえながら、そして慎重に慎重に議論を重ねて、多少の時間がかかるかもしれませんが、これは地方分権という考え方

にとりまして非常に大事なことでございますので、  
もう一度じっくり検討して協議を重ねてまいりたい  
と思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申  
し上げます。

以上でございます。